

平成30年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年3月8日 午前10時00分			議長	宮川 寛
	散会	平成30年3月8日 午後2時28分			議長	宮川 寛
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲⊗ 公務欠席を示す	7	谷 郁司	○			
会議録署名議員	多胡裕司		本田 学			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主任主査 吉田 利之		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻 秀隆		教 育 長	野下 純一	
	監 査 委 員	飯尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司	
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木 敏治		総務課長	早坂 政志	
	町 民 課 長	芳賀 均		産業振興課長	副島 俊樹	
	建 設 課 長	高橋 豊		保健福祉センター次長	丹野 景広	
	国保健康診療所事務長	（丹野 景広）		総務課主幹	瀧澤 徹	
	総務課主幹	空井 猛壽				
教育長の委任を 受けて出席した者の 職氏名	教 委 次 長	有田 勝彦				
農業委員会会長の 委任を受けて出席し た者の職氏名	農委事務局長	棟方 勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第10号	第5期陸別町障がい福祉計画について
3	議案第11号	第7期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
4	議案第12号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
5	議案第13号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第14号	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
7	議案第15号	陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第16号	医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例
9	議案第17号	陸別町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例
10	議案第18号	陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
11	議案第19号	陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
12	議案第20号	陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、3番多胡議員、4番本田議員を指名します。

◎日程第2 議案第10号第5期陸別町障がい福祉計画について

○議長（宮川 寛君） 日程第2 議案第10号第5期陸別町障がい福祉計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第10号第5期陸別町障がい福祉計画についてですが、第5期陸別町障がい福祉計画を定めるため、議会の議決を経るものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第10号の説明をさせていただきますが、お手元に配られていると思いますが、障がい福祉計画の計画書のほうをごらんいただきたいと思います。

めくっていただきまして、1ページ目からですけれども、第5期の計画につきましては、国の基本指針見直しのポイントが重点的になっておりまして、基本的には第4期を継承しているという形になってございます。

児童福祉法の改正によりまして、障害児福祉計画の策定が義務づけられたということで、第5期障がい福祉計画と第1期障害児福祉計画を一体的に策定しましたという文言が1ページに書いてございます。

めくりまして2ページですけれども、これは計画の位置づけと根拠ということで今説明したとおりでありますけれども、（2）で障害児福祉計画の法的根拠を載せさせていただいております。

続きまして、3ページですけれども、3ページの計画の見直し時期につきましては、書いてあるとおりでございますけれども、3ページの下段から障害者総合支援法の主な改正

というところがあります。これは、前計画までは文言だけ載せておりました、内容について詳しく述べておりませんでしたので、こちらのほうを記載しているということで、4ページまでは過去の経過でございます。

5ページに入ります。

平成30年度4月施行予定、この改正の予定ですけれども、①として、自立生活援助の創設というものがあります。これにつきましては、自立生活援助では本人の意思を尊重した地域生活を支援ということで、「一定期間にわたり定期的な巡回訪問を行い」という文言が書いてございますが、これはこういうことをやれるようになるというか、そういうサービスができましたという表現でございます。それから、②番の就労定着支援の創設につきましても、就労移行支援事業を使った人が主になりますけれども、就労してからなかなか環境になじめないとかということの支援をどうにかしていこうというものが加わったということございまして、①の自立生活援助の創設につきましては、この後、18ページ下段から、それから、②の就労定着支援につきましては17ページの下段からの表記に入っておりますので、こちらについては、法律がこういうふうに変更されてきたよということに記載しているものでございます。

計画の作成、推進体制につきましては、第4期と変わってございまして、記載のとおりとなっております。

6ページに参ります。

6ページは、障がい者の現状というお題目がありますけれども、6ページにつきましては、陸別町自体の人口の推移ということで、全体の人口の推移が書かれておるものでございます。

7ページが手帳の所持者数の推移を記載してございます。

7ページの2、障がい者の現状につきましては、現状について記載をしているものでございまして、8ページ、申しわけありませんが、ちょっと8ページ、訂正を1カ所お願いいたします。一番下です。「また施設通所者は」というところで、生活介護利用者23名、就労Bが24名の計44名となっておりますが、47名に訂正をお願いいたします。

続きまして、第3章、9ページの第3章ですけれども、今後の障がい福祉サービスの見込みというところで、地域生活支援というものがあまして、相談支援体制というところを載せております。

地域生活を支援するためには、保健、医療、福祉、教育、就労など幅広い分野にまたがる支援が必要になるということでもあります。取り組みとしては、障がい者相談員、相談支援事業所、地域づくりコーディネーター、十勝障がい者総合相談支援センターや、本別町、足寄町、陸別町で構成しています十勝東北部障がい者地域生活支援ネットワーク会議などを活用してやっていきたいと。特に、今申し上げました十勝東北部障がい者地域生活支援ネットワーク会議は、3町の担当者のみならず、管内のそういう事業所等の担当者等が集まる会議でありまして、非常に有用な会議となっております、こちらを、申しわけ

ないですけれども、有効活用させていただきたいと思っております。

9 ページの一番下に書いてありますけれども、「国の指針で示された地域生活支援拠点については」ということで、「市町村または圏域に1カ所以上とされていることから今後整備について検討していきます」という文言が載っておりますが、こちらにつきましても、13 ページ以降、また記載がございます。

10 ページに行きます。

2 番の居住支援の推進というところですが、中身的には、施設入所から地域生活への移行促進が示されています。ただ、居住地域の住民の理解だとか、住居など受け入れ体制が十分に整っていないのが現状でありますので、グループホーム等の住まいの確保や、日中活動や就労に向けた支援体制の充実を図りたいというようなことを記載させてもらっております。

11 ページ、障がい者の就労促進。実は、ここが一番課題になってくるだろうと思っておりますけれども、町内には社会福祉法人やNPO法人が就労継続支援B型の事業所を開設しておりますけれども、必ずしも就労する場所が多いとは言えない状況であります。あと障がい者の一般就労に結びつけることが非常に厳しい現況にあるということ、皆さんも御存じのとおりでありますけれども、どうしていくかということ、概念的なことを書かせていただいておりますけれども、ハローワークや十勝障がい者就業・生活支援センター、「だいち」というところがありますが、などの関係機関と連携して相談支援体制の強化を図ると。また、一般企業への障がい者雇用の理解促進のための研修会の実施に努めますということで、次期計画の中での一番メインというか、今まで取り組んでいないのですけれども、一般企業への研修会を検討していきたいと考えております。検討ではなく、実施をしたいと思っております。

続きまして、発達障がい者への支援につきましては、国の指針で示されている発達障がい者への支援を新たに書き込んでいるところでございます。

12 ページに参ります。

平成32年度末の数値目標ということで、施設入所の地域生活への移行の数字を載せてございます。こちらにつきましては、国の指針どおり係数をかけて出すという単純なものでありますけれども、28年度末の入所者数22名が基本となって、それに数値を掛けて出しているものでございます。1人削減を目的としているということでもあります。

実際は、22人が28年度末にいたのですけれども、自然減ですけれども、実際今21人になっているので、計画は達成されているようにはなりますが、さらに1名減を目標とするというふうに読みかえたいと思っております。

表の下のただし書き以降については、現在の陸別町の障がい者施設と人数を記載してございます。本町には障がい者施設が2カ所ありますけれども、その中で111名の方が入所されております。その内の97名が他市町村の出身者ということになっております。障がい程度が入所基準を満たさない方は、地域生活に移行しなければなりませんということに

なっております。これにつきましては、出身市町村、また近隣市町村等との足並みがそろっていないとか、やはり出身地でも受け入れできないということもありますので、なかなか難しいものがあるかと思っております。これにつきましては、協議、検討していくということを考えております。

12ページの下、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築でございますけれども、精神障がいのある方が地域住民の協力を得ながら、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制づくりが求められております。

国の指針では、平成32年度末までに、全ての市町村ごとに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが望ましいというか、基本となっておりますので、既存の協議会、いわゆる自立支援協議会にその機能を付加するか、新規に何か協議会を起こすのかということの検討を深めながら、32年度末までに設置をしたいというふうに記載をしているところでございます。

13ページの地域生活支援拠点等の整備です。こちら先ほど出ていましたけれども、地域生活支援拠点の整備につきましては、障がいの重度化、高齢化、親亡き後を見据えて、障がいの生活を地域全体で支えるサービス提供を備えた地域生活支援拠点等の整備を進めることになっておりますが、こちらにつきましては、東北部の3町で連携を視野に、32年度末までの整備を目指すという表現にしております。これにつきまして、目指すという、ちょっと強気ではない表現でありますけれども、実は道内でまだ、東胆振地区の1カ所しかありません。どこのまちも様子見状態で、現実としては、今の資源で対応できてしまっている部分があるということがありますので、ただ、今後の状況によってはどうなるかわかりませんということで、3町を基準に設置を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

13ページの障がい児支援の提供体制の整備ですけれども、障害児福祉計画のところになりますけれども、障害児福祉計画が義務づけられたことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築が求められております。本町では、児童発達支援センター、町内にはありませんけれども、足寄町の児童発達センター「あゆみ園」が、陸別町が行動範囲になっております。そのサービスを今も受けておりますが、今後も足寄町と連携してそこを進めていきたいというふうに考えております。

14ページからにつきましては、福祉サービスの見込み量と確保のための方策ということで、それぞれのサービスの内容等について記載をしてございます。

飛ばしていただきまして、17ページのところ、先ほども申しあげました17ページの⑨番、就労定着支援があります。こちら、就労に伴う環境の変化、生活面の課題に対応できるように事業所、家族との連絡調整等を行うサービスが追加されております。現在のところ、サービスを提供できる事業者はないということで、今後、関係機関に働きかけていきたいと考えております。やはりこのキーになるのが十勝障がい者就業・生活支援センター「だいち」になろうかと思いますが、そういうところ、あとは町内の北勝光生会さん

ですとか、そういうところと協議を進めながら検討していきたいということで考えております。

めくっていただきまして、18ページの上段の表の中の⑨番、就労定着支援、目標値、今、サービス提供事業所もないということと、実はニーズもないというところがありますので、目標は入ってございません。ただ、ニーズが発生した場合に対応できるようにという体制づくりだけは努めていきたいと考えております。

18ページの居住系サービスの下、③番、先ほど出ました自立生活援助ですが、障がい者支援施設やグループホーム等の利用者がひとり暮らしを希望する場合の生活全般についての相談や支援のサービスが追加されております。こちらにつきましても次の表にあるとおり、ニーズもないということと、提供をどういうふうにしていくかということがありますので、数値は入っておりませんが、来たときに対応できないということだけではないように関係機関との連絡調整等を行いながら進めていきたいと考えております。

続きまして、19ページの下段になります。(6)の障害児通所支援等でございます。こちらにつきましては、また障害児福祉計画の関係になりますけれども、どういう種類のものがありますよということ、①で児童発達支援、②番、放課後デイサービス、それから保育所等訪問支援ということで書いてございます。内容は記載のとおりでございますけれども、表の中、29年度、上から1、ゼロ、2とあります。現在の29年度、児童発達支援を利用されている方、実はもう、1名保育所から小学校に上がるということで、今のところ見込みはありませんけれども、計画数値としては出ることを見込んで1人ずつと。30年度から1人ずつということで考えております。それから、放課後デイサービスにつきましては、29年度はありませんでしたけれども、こちらにつきましても1人を見込むと。それから、保育所等訪問支援事業、29年度2名とありますけれども、実はこの人たちもサービスの提供が終わりまして、29年度、現在はゼロになっております。ただ、こちらにつきましても、昨今の状況から出てくる可能性が非常に高いということで、1ということで見えております。

それから、(7)の障害児相談支援につきましては、今、上の表で説明したサービス3件が、サービス提供のケアマネジメントを受けたりモニタリングを行ってもらい、これ事業所をお願いする件数となっております。29年度、数字があったのにゼロではないかということですが、このゼロはセルフ計画ということで、自分で計画を立てることもできるということで、ただ、自分でつくるとするのは難しいので、保健福祉センターの福祉担当と協議をしながらつくっているということになります。ただ、きめ細やかなサービスを受けるのであれば、事業所でつくってもらい方がいだろうということもありますので、見込みとしては3件を見込んでいるというものであります。

21ページです。サービス確保のための方策というところの一番下になります。障害児支援ですが、こちら、保健師、福祉支援専門員、足寄町の発達支援センター、あと帯広のつつじヶ丘学園などと連携して、支援が必要な子どもの早期発見、早期支援に努め

たいというふうに考えてございます。この早期発見、早期支援でその後の人生に大きく影響しますので、そこに力を入れていきたいということでもあります。

24ページの(6)番、手話奉仕員養成研修事業ということを追記してございます。それから、済みません、戻ります。23ページの(2)の成年後見制度利用支援事業につきましても、内容のとおりですけれども、第4期で記載がなかったということで、こちらを載せさせていただいております。内容については記載のとおりとなっております。

最後のページになります。26ページのその他で、地域での安心安全の確保というところでは、陸別町の防災計画との整合性を図りながら、福祉避難所の設置、指定を進めていきたいというふうに書いてございます。

最後の施設サービス等の課題ですけれども、こちらにつきましては、町内の施設利用者の高齢化、現在65歳以上が3割程度ですけれども、今後は高齢化がもちろん進んでいくということがありますので、ますます地域生活への移行は難しいという状況にあると考えております。

町内の施設入所者の111名、陸別町出身者が12名ということですが、町内での就労先が非常に少ないと。それから、地域生活に移行するには他の市町村との協議、連携が大変重要になってきますよということを書かせてもらっておりまして、本当に課題だというふうに記載をしております。

高齢化に伴って利用者に合わせた施設の整備が必要となるとともに、そこで働く指導員等の確保とサービスの質の向上を図り、施設等のサービス提供体制のさらなる充実が求められるということで、やはり何よりも、人材確保のためにもそうですけれども、障がいに対する周りの理解を促進したいというふうに考えてございまして、計画を閉じております。

以上、雑駁な説明でございましたけれども、障がい福祉計画の説明とさせていただき、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長(宮川 寛君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番久保議員。

○2番(久保広幸君) それでは。3点ほどお伺いいたします。

最初に、この計画、それから、次に提案されます高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、ともに保健・医療・福祉サービス検討委員会に諮問されて、答申を受けている内容でございますから、これから質問いたしますけれども、急がない案件につきましては、変更は次期改定の際でよろしいのではないかと思いつつながら質問させていただきたいと思っております。

最初に、1ページの第1章、計画策定の基本的な考え方の、計画策定の趣旨と目的についてであります。

下のほうの2行、ここに、先ほど説明にもありましたように、「本計画を第5期陸別町障がい福祉計画と第1期陸別町障害児福祉計画として、一体的に策定するものです」と

なっておりますが、この場合、手法の類似しております「陸別町高齢者保健福祉計画」と「陸別町介護保険事業計画」について、これは計画の整合性を図るために、「陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」というふうにしております。したがって、この提案の計画につきましても、表題を第5期陸別町障がい福祉計画と第1期陸別町障害児福祉計画、併記してやるべきではないかと考えます。

それから2点目であります。障害者総合支援法の主な改正で、平成30年4月施行予定の部分であります。

①の自立生活援助の創設につきまして、これは要約しますと、地域生活を支援するための定期的な巡回訪問、食事や掃除、公共料金の滞納や地域住民との関係の確認、それから、定期的な訪問だけでなく、電話やメールなどで随時相談を行うことができるようにするということであります。

実態といたしましては、これはグループホームとか施設入所から地域社会に移った方を対象にすることで13ページに書かれておりますが、13ページにありますように、福祉施設を退所して一般就労した方は、先ほど自然減が1名いるとおっしゃっておられましたが、実態として一般就労になった方はいないと思います。

また、26ページに、施設サービス等の課題に掲げられておりますように、施設入所者の高齢化によって地域生活に移行することが難しい状況とされている中で、この事業を実践するには相当厳しい現実があるわけでありまして。これをどのように進めていこうとしているのか、伺います。

それから、3点目であります。第3章の今後の障がい福祉サービスの見込みにつきまして、I、地域生活支援の1の相談支援体制の取り組みに掲げられておりますように、障がいのある方の地域生活を支援するに当たってのキーワード、これは先ほど説明がありましたように、まさに相談支援事業、それから地域づくりコーディネーター、障害者自立支援協議会、そして、地域生活支援拠点ということになるかと思いますが、これらにつきましては、現計画においても同じ表現で掲げられております。しかし、昨年9月の議会定例会で、この計画の改定に向けた質問をさせていただいておりますが、いずれも地域生活に結びつく実効性のある状況にはなっていないというように感じられる答弁をいただいております。特に地域生活支援拠点につきましては、財源が市町村に見える形で配分される見込みがなかなか立たないということで、整備が進んでいないわけでありまして、先ほども道内1カ所という話もありましたが、私が調べた昨年11月の段階では、道内4カ所と。特に富良野圏域、これは昨年、南富良野町が浸水災害があったわけでありまして、この際に南富良野は、陸別町と同じように福祉施設の非常に多い、ウエートの大きい町でありまして、ここが浸水被害を受けて、その受け皿として、この富良野圏域の対応が報道されておりました。こういうところはあるにしても、道内は4圏域にとどまっているということでありまして。

先ほども申し上げましたが、なかなか整備が進まないのは、いろいろ財源的な事情があ

るわけでありまして、現計画にも掲げられていてもなかなか形が進まないということで、私は、陸別町は検討という言葉で次も行くのかと。または、十勝一本で十勝圏域という調整が進められているのかということをお聞きしようと思っておりましたら、先ほど説明では3町で目指すという言葉を受けておりましたので、そのような方向になっているのではないかと思うわけですが、ただ、これも説明にありましたように、この地域生活支援拠点の事業、これはひとり暮らしの障がい者が体調不良など緊急時における入居施設の受け入れ体制の整備、それから、これも先ほど説明がありましたが、これまで暮らしを支えていた親亡き後の支援機能の充実、これを24時間体制で相談を支援するということがありますから、十勝圏域の広大なエリアから見れば、3町というのは幾分集約された圏域ではありますが、距離的な問題で、どの町が拠点になるかによって実効性に大きな影響が出るのではないかと考えております。このあたりの考え方もお伺いしたいと思います。

いろいろ申し上げましたので、もう一度、質問3点について要約して申し上げます。

一つ目が、表題を第5期陸別町障がい福祉計画・第1期陸別町障害児福祉計画と併記すべきではないかと。

それから2点目が、自立生活援助のこの事業であります、これをどのように取り進めていくのか。

それから3点目が、地域生活支援拠点、一応3町で目指すということですが、拠点をどこに置くかによって実効性が変わってくると。そういうことでどのように考えているかということでありまして、この3点についてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、まず私からは、2点目から答えさせていただきます。

先ほどの説明、久保議員の御指摘のとおりだと思います。南富良野のほうは私どもも記憶にありましたので、私のほうの説明の誤りだと思っております。

今後どのようにという、自立生活援助につきましては、非常に難しいというふうに考えております。これにつきましては、町内の各事業所、各事業所というか一事業所ですけれども、事業所との連携、協議などを踏まえながら進めていくというふうに考えてございますが、あとはやはり3町の連携の中の会議でいい方策を見つけていきたいということを考えています。

自立生活援助で先ほど緊急的な、例えば一時的なという部分、居住支援ということになりますと、幸いなことに福寿荘にショートステイが1室ありますので、自立生活のできる方であれば、そこに一時的な避難はできるかなということは考えております。それ以外の24時間体制とかですと、これはさっき違いましたね、9定での話でしたので。ちょっとどのようにしていくかというのはまだ、本当にまだ検討段階というふうにしかお答えができないところです。ただ、ニーズが出た場合に対応できないということだけはしたくないということは考えております。

それから3番目の地域生活支援拠点の件でございます。3町で目指すという、ちょっと後ろ向きな話ですけれども、基本的には3町で設置したいと考えておりますけれども、これが十勝圏域になるのか、どうなるのかというのはまだ予断を許さないところであります。ただ、久保議員の御指摘のとおり、十勝圏域となったら、余りにも範囲が広過ぎるということがありますので、やはり3町を基本に考えていきたいと思っておりますが、24時間という体制を、3町でやったから組めるのかという問題ももちろんあるということで、それでどこの町も今、様子見状態になっていると思われま。うちは残念ながら、管内の状況だとか道内の状況をまだ見据えながら、実は3町の協議会ではほぼ毎回のようこの話題がのるのですが、結局は結論が出ずじまいということになっています。

ただ、これも先ほど申し上げたとおり、ニーズが発生したときに対応できないということだけはしたくないということがあります。したくないからできるのかという問題もありますけれども、そこはやっぱり3町の協議の中で、お互いの資源を使い合って対応していきたいというふうに考えております。具体的なことにつきましては、この計画期間内で何とか方向性を出していきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 1点目の計画の一体化ということなのですが、議員が言われたとおり、答申も受けていますので、今期はちょっと難しいのかなど。当然、次期に向けた課題だというふうに思っていますし、議会の議決すべき事件に関する条例も計画の名称の変更が出ると。そういった関連もございまして、それらについては次期に向けて考えなければならないのかなど、そういうふうに思っています。また、あわせて、関係団体との協議も当然しなければならないのかなど、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第10号第5期陸別町障がい福祉計画についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第11号第7期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第11号第7期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第11号第7期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてですが、第7期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を定めるため、議会の議決を経るものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第11号第7期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について説明をさせていただきます。

先ほどと同じように計画書を開いていただきながらの説明となります。概要で説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

第1章としては、基本的な考え方ということでありまして、第6期計画で掲載した地域包括ケアシステムの実現に必要な取り組みが、より一層具体的になるように策定しております。後段、出てきますけれども、PDCAサイクルの考え方を基本に、現状評価を行って計画を入れるということで、今回行った二つの住民アンケートの内容も取り入れた内容として関係者と協議した計画となっております。

第2章、めくっていただきまして3ページになります。第2章の基本理念、基本目標、今後3年間の取り組みということでは、3ページ目の基本目標、陸別町は四つの基本理念を定めて、その具体的な取り組みを17ページから掲載しております。四つの基本理念につきましては、6期計画と同様のものとなっております。

3番の今後3年間の取り組み、中段から下ですけれども、九つの項目を重点的に取り組むということで、地域包括ケアシステム推進会議において関係者と協議を進めてきた結果でございます。ここに掲載している内容は概念的な内容でありまして、その具体的な取り組みについては、先ほどと同じように17ページからになります。

国が提示した掲載必須項目に沿って第7期計画に新規で載せた項目は次の2項目ということですが、その2項目は5ページになります。（7）の交流と社会参加、これにつきましては、「交流と社会参加から、住みよく暮らしやすい「相互に支え合う社会」を実現させ、「我が事・丸ごと」の地域づくりに近づけるよう努める」ということとなります。「我が事・丸ごと」というのは、今、国が進めているものでありますけれども、まだ概念的で、内容は国から指示されていないということで、具体的な取り組みは3年間の中

でイメージをつくっていくということで考えてございます。

それから、めくっていただきまして、6ページですけれども、介護予防、重症化予防、健康づくりに向けた取り組みということも追記してございます。これは保健指導担当と地域包括支援センターが連携して、高齢者における療養支援や訪問指導に取り組むと。それからまた、要介護状態になっても重症化予防を重視するため、多職種の支援ということで取り組みを大事にしていきたいということです。

重症化予防に取り組むということで、介護給付費の抑制、保険者機能の強化に力を入れることが国の狙いとなっております、保健指導のサイドになります、国保のサイドにもなりますけれども、特定健診における動機だとか狙いと一致するものと考えてございます。

7ページ、第3章、高齢者等の現状と将来推計でございます。

陸別町の人口は、平成30年1月末現在で2,413人、高齢化率が38.4%となっておりますけれども、国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、37年には1,908人ということで、高齢化率は44.9%になるよというふうに見込まれてございます。それはどうなるかわかりませんが、高齢者人口自体はピークを過ぎていくかなというふうに見ています。ただし、後期高齢者、いわゆる75歳以上の人口については、今もってふえていっているという状況が書かれております。

2番の高齢者の生活状況、8ページになりますが、高齢者の生活状況については、6期計画時とそれほど変わっているものではございません。

3番、9ページの中段です。要介護者等の現状と推計ということで、9ページの中段でございますけれども、その中段の表を見ていただきますと、平成29年9月末時点の要介護認定者が168人います。表の75歳から79歳の、合計を見てみますけれども、20、37、46、52を足すと155名になります。ということで、9割以上、92%以上が後期高齢者ということになっておりまして、要介護認定者の推計は今後も増加する見込みとなっているということを書かせてもらっております。

11ページに参ります。

11ページは介護保険サービス量の見込みと将来推計というところになります。

基本的な考え方は、現在のサービス利用量の現状や第6期計画の実績、地域特性などを踏まえて、国の参酌すべき標準を参考に各サービスの量を見込んでいます。

特に、介護サービスの見込みでは、ニーズ調査の結果を踏まえて、訪問介護や短期入所生活介護などの在宅サービス量を多く見込んでいます。

この結果、総給付費が、第7期の3年平均で9.4%の増加となるということで、第7期の保険料が今の4,900円から5,700円になるよということが書かれておりますが、ここにつきましては、後段を説明した後、また戻ってきます。

17ページ、第5章、具体的な取り組みというところではありますが、申しわけありません。字句の訂正があります。17ページの下から5行目に、頭のほうに「重要化予防」と

ありますが、「重症化予防」ということで訂正をお願いいたします。大変申しわけありません。

具体的な取り組みにつきましては、四つの基本目標、先ほど掲げました四つの基本目標に対する具体的な取り組みを記載しています。

ここで、先ほどPDCAサイクルと言いましたけれども、見ていただいたとおり、現状と評価をして、それから計画という書き方になっております。

1番目の医療・介護・福祉が連携し、住み慣れた環境で暮らし続けることができる町づくりということで、地域包括ケアシステムの体制整備ということで七つの取り組みを計画しておりまして、関係機関との連携の強化から始まっております。

ページをめくっていただきまして、ちょっと表現がわかりづらいところが1カ所ございまして、(3)の介護人材確保対策の推進の中の、現状と評価の最後の2行の「今後どのような人材の有効活用となるか」という、ちょっと表現が非常にわかりづらい書き方になっているので、ここもちょっと訂正をお願いしたいのですが、「今後どのようにして有効な人材活用につなげていくか事業評価が重要であると考えます」というように訂正をお願いいたします。

このところですけども、(3)の人材確保のところですけども、人材不足は相変わらず続いているということで、十勝だけではないのですけれども、全国的な話ですけども、共通課題となっています。各事業所の自主的な取り組みの報告はありますけれども、外国人を採用しますとか、学校回りによって就職勧奨等もやっているというようなことを報告は受けております。今後の国の動向を注視して、町としても事業者の取り組みが、より推進できるように支援していきたいということを記載してございます。

18ページ下段の医療介護の連携です。

こちらにつきましては、「住民のための医療介護連携」をキーワードにして、より個人に見合った医療介護を提供できるように協議しているということで、中でも、28年4月から開始した特養しらかば苑での看取り介護がございましてけれども、こちら、いろいろと問題をクリアしながら続けてきておりますが、よりよい最期を支援するために医療介護連携が深まっている状況にはあります。今後も連携しながら続けていきたいと思っております。

続きまして、5番目になります。19ページの(5)認知症施策の充実ということで、こちら、今回行った在宅介護実態調査によると、調査対象者が抱えている疾病は認知症が一番多い。介護者が一番不安に感じている部分というのが認知症への対応ということで、このことから、認知症の診断がつくと要介護認定を申請する方が多いので、認知症のかかわり方への支援が必要だということで、予防から対応まで一連の支援のあり方を整備して、認知症に理解のある地域づくりに努めていきたいということを書かせていただいております。

めくっていただきまして、(6)介護保険サービスの充実というところですけども、

今回行ったニーズ調査では、将来的には「町内の特養などで介護を受けたい」という回答をした人が実は一番多い結果となっております。今後の高齢化に伴って、高齢者の介護ニーズは増大していくことが予想されます。今回のアンケートの結果を、ただ単に町民の施設志向ということで捉えるのではなくて、今、現況が在宅サービスが充足されていないということも課題の一つというふうに捉えて、町民にとって安心した老後がイメージできるように関係者と協議を深めていきたいと考えております。

それから7番、一番下になります。20ページ、一番下、地域支援事業の充実であります。市町村が中心となって地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ることが介護保険法上の地域支援事業として位置づけられていますけれども、今回の在宅介護実態調査の結果によると、今後の在宅生活に必要なと思われる支援やサービスは、「移送サービス」だとか「声かけ・見守り」が多い結果となりました。これは介護保険外の生活支援サービスの充実が必要だということをあらわしておりますので、そちらの充実整備をしていきたいと書いております。

続きまして、21ページの中段やや上、2番、日々の生活に楽しみが持て、つながりや支え合いを大切にできる地域づくりでは、交流のところで、地域のさまざまな場面で交流事業が行われていますけれども、今後も高齢者のニーズに見合った交流のあり方を模索していきたいと。人との触れ合いや楽しみが持てる機会を支援していくことで、交流から、住みよく暮らしやすい「相互に支え合う社会」を実現させ、「我が事・丸ごと」の地域づくりに近づけるように努めていきたいということです。

それから、(2)番では、下段になりますけれども、社会参加、ボランティアというところで、今回のニーズ調査においては、「町内会活動には参加している」と答えた高齢者が一番多いのです。ボランティアについては、「できることはしたいが何をしたらいいかわからない」という回答が多かったということがあります。

高齢者が外に出やすい町内会活動を通して、住みやすいまちづくりへと展開できるように整備をしていきたいと考えております。

また、国の必須事業である生活支援体制整備事業と生活支援コーディネーターの配置を急ぎ、支援する側と支援を受ける側を結びつける体制を整備できるように努めたいと思っております。

生活支援コーディネーターにつきましては、いろいろ研修等を受けて、何人か卵が発生しているかと思えます。

続きまして、22ページ、介護の重症化を予防し、介護予防と健康づくり、自立支援の推進というところでございますが、介護の重症化予防と自立支援では、町民の介護保険料の負担、今回も上がっておりますけれども、増大を少しでも抑制できるように、疾病、介護の重症化予防は大事な視点だと。今回行った在宅介護実態調査によると、主な介護者は子どもが一番多い。子どもさんが多いと。主な被介護者、いわゆる介護される側は80歳以上が一番多いということで、このことから当町においても老老介護が進んでいるという

ことがわかっております。介護負担を軽減できる対策が必要だと言えます。これについては、多職種連携で支援を重ねるということになります。重症化予防と自立支援に取り組んでいきたいということです。

(2)の介護予防と健康づくりにつきましては、高齢になっても住みなれた町で自立した生活を続けるためには、健康であることが大事だと。当町では、保健師が住民に近いところで事業展開をしている実績がありますので、今後も高齢者における健診の未受診者の把握、受診勧奨を通して、保健師を身近な存在として活用してもらえるように周知、啓蒙をしていきたいと考えております。

4番、23ページの中段になります。高齢者の尊厳や権利擁護を大切にされた地域づくりについては、高齢者虐待予防、関係機関で継続的に取り組みを行っております。今後も町として、研修会等で高齢者の権利擁護を推進していきたいと考えております。

また、平成28年7月に社会福祉協議会で立ち上がった後見実施機関を支えるような活動も推進していきたいと考えております。

めくっていただきまして、24ページ、高齢者福祉に関することでございますけれども、介護保険外のサービスとして、高齢者福祉に必要なサービスを載せてございます。特に、4番の緊急通報システム事業と8番の介護用品給付事業、9番の食の自立支援事業は、高齢者にとって認知度が非常に高い事業として位置づいておりますので、必要な高齢者に事業が提供できるように計画的に事業を遂行していきたいと考えてございます。

また戻っていただきまして、11ページからの介護保険サービス量の見込みと将来推計というところでございますが、予防のほうは飛ばしまして、12ページの介護サービスの見込みのところです。

表の中ですけれども、こちら、先ほども申し上げたとおり、訪問介護と短期入所に力を入れていきたいということで、数字がそれぞれ載っておりますが、訪問介護でいきますと、人数のところがございますけれども、ちょっと回数はわからないところなのですが、人数のところ、前期計画では13名という、13という数字が入っておりました。第7期計画では、平均で21名ということになってございます。倍まではいきませんけれども、5割以上ふえているという考え方になっております。それから、短期入所につきましても、真ん中辺にありますけれども、人数10名とありますけれども、前期計画では4名という人数でしたので、倍以上を見込んでおります。

13ページの介護老人福祉施設、施設サービス、上の表の下のほうになりますけれども、こちら特養になりますけれども、第7期計画では40名となっておりますが、第6期計画では32という数字でありました。その下の介護老人保健施設につきましては、第6期計画では4名程度ということを見込んでおりましたけれども、2名というふうにはこちらは減少に転じているというものであります。

めくっていただきまして、14ページの、今度、サービス給付費ですけれども、先ほど申しました一番上の訪問介護ですけれども、第7期は3,100万円から3,200万円ぐ

らの数字が載っているかと思いますが、第6期では1,300万円程度ということ、2,000万円ぐらいの増の見込みとなっております。それから短期入所生活介護につきましては、第7期では950万円、960万円ぐらいの数字になっておりますが、第6期では430万円と950万円の差ですから、五、六百万円の差が出ているということになります。

今度、下、(3)の施設サービスの介護老人福祉施設でございます。こちら6期では、平均したら9,500万円程度を見ておりました。介護老人保健施設につきましては、1,300万円ほど見ておりましたけれども、600万円ぐらいということで、居宅のほうのサービスで給付費のみ、単純計算ですけれども、2,430万円程度ふえております。施設介護のほうでも1,100万円ぐらいふえているということでありまして、これを踏まえて、その隣の15ページから保険料の計算が入ります。

保険料につきましては、総給付費や地域支援事業費の給付費が元になっておりまして、それから被保険者の数が出てきます。被保険者の数が15ページの下段のほうから人数が載っておりますが、被保険者の数が出て16ページに行きまして、いろいろな指数だとか係数だとか、そういうのを掛けていきます。調整交付金の入金見込みだとかも差し引きをいたしまして、最終的に第7期の保険料が一番左下、5,700円という数字になるというものであります。

参考までに、一番右側にある7,285円というのは、このままいったら、第9期ですけども、一つ期が飛びますけれども、37年度には7,285円ぐらいになるよという数字が載っております。

以上で説明を終わりますが、あとは質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(宮川 寛君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番久保議員。

○2番(久保広幸君) それでは、質問させていただきます。

まず、この計画の最大の関心事は、次期の第1号被保険者の保険料が幾らになるかということで見えるわけでありますが、これは今回、月額5,700円と算出されております。これは今説明がありましたように、第7期の給付見込みと保険料推計のワークシートで自動的に算出されるのだらうと思いますので、介護サービスの給付費の見込みに大きな誤りがなければ、これに疑義が生じるわけではないと、そのように考えております。

先ほど説明がありましたように、施設入所、これが32人から40人を見込むということであれば、相当保険料が上がるのもいたし方ないのかなと、そのように思っております。現行は4,900円でありまして、その前が、その前は第5期であります。これが3,300円だったと思います。1,600円増額になって、次期がさらに700円上がるということでありまして。第5期では、3,300円ときは、たしか中札内に次いで2番目に低い自治体だったらうと思います。現行の4,900円、これは、十勝管内では大体

中ぐらいだらうと思います。そして、次期の5,700円、これは最近新聞でもいろいろ報道されておりますが、ほかのまちは今回余り上がらないようですので、ランクづけとしては、今度は高い部類に入ってくるのかもしれませんが、ただ、先ほど言いましたように、施設入所がこれだけ整備というか、ニーズがあって、需要が上がれば、介護保険料も上がるのだらうと、それはそのように私も理解しているところであります。

それでは質問ですが、4点ほど、これから質問させていただきます。

1点目であります、16ページの今申し上げました第1号被保険者の保険料の表で、6行目に所得段階別加入割合補正後被保険者数というのがございます。余り適切な質問の内容でございませぬが、たまたま保険料を算定するのに恐らく影響するのだらうと思いますので、どのように補正後の被保険者数が出されるのか、お伺いしたいと思います。

それから、18ページであります。(3)の介護人材確保対策の推進で、計画の中段より下に、箇条書きになっております。ここで介護資格取得に向けた助成制度の実施。これは今後、次年度予算に出てくる新たな事業ですね、介護人材への助成に関する新たな事業なのかと思いますが、これを確認させていただきます。

それから、ヘルパー養成講座等の人材育成講座の開催と。このヘルパーは恐らくホームヘルパーのことだと思いますが、現行は、5年ほど前からホームヘルパー制度はなくなりまして、介護職員初任者研修に改められて統一されていると思います。これをまず確認いたしますとともに、講座を開催するということでもありますから、この介護職員初任者研修修了証明書という資格であります、130時間のカリキュラムであります。これは道の実施要綱に基づく認定機関の指定を受けなければならぬのだらうと思います。ホームヘルパー2級に関しては、陸別でも実施したという実績がありますので、それはよろしいかと思いますが、この介護職員初任者研修のほうの認定も既に対応できているのか、お伺いいたします。

それから、19ページであります。(4)の医療介護の連携の中の計画の1行目と2行目に掲げられております、「医療ニーズをあわせ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するためのサービスの拡充が必要」とされておりますが、これは具体的にはどのようなサービスを想定しておられるのか、お伺いいたします。

それから、24ページであります。4の緊急通報システム事業。1行目に「緊急時に町が委託する事業者を経由して」となっておりますが、これはどのような事業者に委託しているのか、お伺いいたします。

もう一度繰り返します。1点目が16ページの6行目の所得段階別加入割合補正後被保険者数の算出。それから、2点目が18ページの介護人材確保対策の推進の中の新たな事業かどうかという、介護資格取得に向けた助成制度の実施。それから、ホームヘルパーの養成講座については、介護職員初任者研修のだらうと思います。このカリキュラムに対応する、道の実施機関としての認定を受けているのかどうかということでもあります。3点目が医療ニーズをあわせ持つサービスということで、どのようなサービスを想定しているのか

と。それから、4点目が緊急通報システムを委託する事業者、これはどのような事業者
に委託しているのかということでもあります。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、最初の所得段階別加入割合補正後被
保険者数、上の2,771人から2,577人というふうになっております。所得段階別加
入割合ということで、所得段階に応じて負担割合が変わっております。第1段階であれば
0.5、半分ですよ、第2段階であれば0.75ということで、この後、保険料の条例も出
ますけれども、段階別に保険料が設定されております。実際に2,771人いても、この
補正係数がかかることで、実際に入ってくる保険料はどのぐらいの人数になってしまうの
かということですね、補正係数がかかることによって。ですから、例えば、15ページ
の表の下から5行目、第1段階、第7期203人という数字があります。こちら第1段階で
すので、これに所得負担割合0.5を掛けるということになりますと101.5人という数
字になります。同じように計算をしていきますけれども、それをやりますと、実は第9段
階まで掛けていくと、第9段階は1.7ということで倍ぐらい払わなければならないので
すけれども、掛けていきますと859.6人という数字になります。丸められて860人
という数字が16ページのC欄に出てくるということになります。3年間で保険料を賄っ
てもらうので、この人数になると2,577人という分母になりますということで、分母
が小さくなりますので、この分、保険料負担が、1人にかかる重圧が高くなるのだと思
います。基準量に影響する。ですから、富裕層が多い、そんなところは余りないと思
いますが、富裕層が多ければ、逆に基準保険料が安くなっていくのかなと思
いますが、中身的にはそういうことでもあります。先ほどの質問に対しては、そういうお答えになり
ます。

それから、助成制度の実施はということですが、助成制度は、今後また出てき
ますけれども、条例の中、新しい条例で提案させていただくと、新年度予算の説明の
ところから出てきますけれども、助成制度がありますので、議員のお見込みのとおり
ということになります。

それから、先ほどヘルパーという用語がありましたけれども、これは、実は悩んだ
ので、認知度の高い表現でということをおっしゃっていただきましたが、次期計画
からはちょっと正確な表現に変えたいかなと。ちょっとわかりづらいことはわか
りづらいので、またちょっと考えさせていただきます。

それから、研修会でございます。研修会につきましては、現在、陸別町単
体でできるかどうかというのは非常に難しい問題があります。こちらにつきま
しても、認知症とかの研修であれば、足寄町と連携してとかということがあり
ますので、余り遠くないところでできるような研修会の開催を連携で
やりたいというふうな今の段階では考えております。

それから、もちろん先ほどの助成制度の中では、そういう研修に行く人の
分の費用負担

の助成を考えておりますので、それはまだ先の話ですが。

それから、医療ニーズをあわせ持つという表現のところでは、こちらにつきましては、先ほども言いましたけれども、まず、看取りの部分が必要な方については、診療所と連携してというふうになりますけれども、しらかば苑では、以前は余り受け入れられなかったのですけれども、在宅酸素の方の受け入れも徐々に広げていくということで、今は大分受け入れてくれるようになっております。そういう形で、少しずつですけれども、進めていきたいというふうに考えているものでございます。

24ページの緊急通報でございませうけれども、経由している事業者というのは、名称は避けませうけれども、総合警備会社のところのコールセンターに入るということになりまして、そこで判断をして、駆けつけも含めてやった上で、必要があれば消防に連絡を入れるという形であります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 四つの質問の中の1点目、2点目、3点目については了解いたしました。

それで、4点目の緊急通報システム事業、これについて再度質問させていただきますが、これたしか、最初のころは、つつじヶ丘団地近くにある特養に委託して、安否確認みたいな形でやっていたところから始まって、その後、直接消防署に通報が入るシステムに変わったと記憶しております。これが、間に、この業者が入るようになった経緯ですね、何か理由があったのだらうと思います。そのことをまずお伺いいたします。

それから、通報の状況。これは委託業者から通報があった場合、都度、報告があるのだらうと思いますが、実際、通報の状況ですね、件数等も含めてですが、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 経緯につきましては、先ほど言いましたつつじヶ丘団地、議員がおっしゃいましたつつじヶ丘でおおむね正しいと思います。つつじヶ丘のところを、しらかば苑に委託をしながらやっていた部分と、緊急通報とを併用しながら、町内のほかの方々というふうにやっていたという経緯があります。

今回、総合警備会社のほうに、委託が変わったという部分は、以前、NTTのシステムの中でやらせていただいておりますけれども、実はガス検知だとか煙感知ということで誤報が非常に多いということがありました。それと人感、要はふだんよく使う、普通であればトイレに行くのだらうとか、お風呂に行くのだらうというところに人感センサーをつけたほうが良いということになって、その安否確認を、契約すれば家族が確認できる、メール等で通報も来るといようなシステムということで、値段的にも非常に安いという部分もありますし、安否確認が非常にしやすいということ、それから、消防に誤報が入っても連絡がとれなければ、ここに課長がいますけれども、一回救急車と消防車が必ず出なければ

ならないのですね。これ、非常に負担になっております。「ごめん、間違いでした」、もしくは「ガスで鳴っていました」とか、「電池が切れていました」ということになるので、そういうことも総合的に判断して、財政的な面と安全確認の面ということも考えて、このシステムに変えているところであります。

それで、大変申しわけないのですけれども、緊急通報の通報受理件数が、今まだ、29年度については数字が出ておりませんで、28年度も途中から切りかわったので、消防からも残念ながらいただいておりますので、28年度も業者からもらっていないので、27年度を参考にちょっとお知らせします。実際、先ほど消防に確認しましたが、件数的には、28年度ですね、27年度から28年度、そんなに変わったことはないということですので参考にさせていただければと思います。

救急車の出動した件数が3件、確認出動が4件ということ。それから、実は誤報が、間違っって押ししてしまったというのが24件。それからセンサー、いわゆる先ほど言いました煙感知とか、殺虫剤をまいただけでも煙感知器が鳴ってしまうということがありまして、それが7件ありました。電池切れ、これは必要だと思うのですけれども、電池切れですよという通報が入ったのが11件ということで、設置したときの74件という通報は除きますが、約50件、誤報を入れて50件というふうになっております。

先ほど消防にも確認しましたが、今回、委託になってからは、消防に入る件数は非常に減っているということです。ただ、総合警備会社のほうに入っている数字については押さえておりませんので、申しわけありませんけれども、そういう状況になっていきます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） この高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、私、昨年に、本当に素人的な質問をして、12月の一般質問で行ったわけなのですけれども、この計画が、いわゆる第7期が出てきた段階で、町長に、この計画と、あるいはアンケートの結果についてどのように捉えているのかなということでお答えを願いたいと思いますけれども。というのは、このアンケート結果によると、陸別町では事業所が法人、あるいはNPO等があるのですけれども、大枠的にいけば、ページ数でいけば111ページにあるように、今後、介護を受ける場合においてはどこで受けたいかということについて、町内の特養で受けたいということが32%あると。そういうお答えの中で、アンケート調査の結果についてということで28ページから32ページまであるわけなのですけれども、その中で今言ったようなことが、大枠的にアンケートの結果が出ているというのを僕がこれを見ますと、31ページで結局、介護が必要になった場合の介護の希望については、町内の特別養護老人ホームなどで受けたいというのが、先ほども言いましたように32%と。そういうことでずっと行って、「町内の特別養護老人ホームで受けたい」というのが、3年前の「自宅で家族と介護サービスを組み合わせたい」というのと逆転した答えになっている

と。その中で、四角の、結果的に出ているのは、町内に住み続けたいが、無理に在宅でなくてもいいという意見が多いと。そして、安心した老後が保証できるような対策、いわゆる特別養護老人ホームをきちっと拡充してほしいという中で、29ページにありますように、施設等への入所や入居の検討については、「検討していない」（63%）と答えた方が多いと。しかしながら、先のめどがつかないことで心理的な介護負担が増すおそれも考えられ、将来的な方向性のイメージが持てるように、町内のサービスが循環するように充実させる必要がある。いわゆる特養の拡充ということはこのように捉えているのではないかと思うのですけれども、そういったことについて、私、昨年も言いましたように、ほかの議員も言っていますけれども、今の特養施設が、38年ですか、たっている経過の中で、やっぱり今のうちからそういう施設等の、こういうニーズに応える施設を拡充というか、改築していくような、そういうことの検討段階に、ことしやったから来年できるという問題ではないと思うので、この7期の計画の中でそういうものを取り組まなければならないというふうに私思いますので、その辺について、町長として、陸別の首長として、そういうものの拡充をどのようにお考えか、このアンケートと結びついた返答をお願いしたいと思うのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ちょっと町長の答弁の前に、私のほうから先ほど説明したのですが、説明が足らなかったかと思っておりますので、もう一度、計画書の20ページをお開きいただきたいと思っております。

特養のニーズがあるということは、アンケート結果からわかっておりますよということで、計画の中段以降、「また、」というところで、今回のニーズ調査で得た回答を、ただ単に施設志向と捉えるのではなくて、在宅サービスが充実していないということが大きい問題であろうというふうに捉えて、中間施設のあり方の継続協議も含めて、町民にとって安心した老後がイメージできるように協議を進めていきたいということで、我が町に合った介護サービスを見出せるように検討していくということで先ほど申し上げましたけれども、特養に行くという考え方になってしまうのは、訪問介護が平日だけ、夜になったら来てくれないとかということがあるということがまず一つあります。サービスの充実、そういう部分もありますので、訪問介護のサービスの充実ということをうたっております。それから、介護サービスの質の確保ということも考えていかなければならないと。これはずっと懸案になってはいますが、中間施設のあり方の継続検討をしていきたいと考えています。

あわせて、特養しらかば苑ですけれども、今アンケート結果ではそういうふうになっていますが、実際に希望するかどうかはわからないというのがありますが、実は待機者がいない、入りたいと言って待機者はいるのですけれども、対象となる待機者がほぼいないということで、人数的にはもう、続けていくのもどうなのかなというぐらいの時期に実はあります。ただ、ニーズ調査の結果では、今、在宅サービスではなくて、施設に入って陸別

に住み続けたいのだという回答があることは重々認識しているということでもあります。ただ、その裏にあるのが、在宅サービスがもうちょっと充実していれば、もうちょっと陸別に、在宅で生活できますよということもあるだろうということも踏まえて、第7期については、そこにちょっと力を入れようじゃないかということ。あわせて、特養に入れない、特養には入れないけれども、在宅にも入れないという中間施設のことについては、また協議を続けていきたいというふうに考えているところであります。

私からは、答弁、以上とさせていただきます。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今回の次長からの話で御理解いただけたのではないのかなと思っていては、ですけども、どんなアンケートでも、アンケート結果というのは、もちろん議員おっしゃるようにそれぞれ重く受けとめていますし、そして、今言ったいろいろ、充実していかなければならないとか、介護サービスの質の確保だとか、中間施設のあり方の問題とか、関係機関等々で積極的に会話を行っておりますので、そこら辺も含めて議員のおっしゃるようなことを盛り込んでいけたらと、そのように思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 次長が説明した中で、20ページについて僕も読んではいらぬわけなわけですけれども、結局、この計画も含めて、高齢者は常に今のままでは推移しないと思うのです。だから、そういう施設に今のところ待機者もないし望まないというのは、結局そういう予備軍というのですか、現在、ここのアンケートにありますけれども、配偶者と、あるいは娘さんに見てもらっているという答えが多いのです。だから、そういった中で、それは必ずしも3年後、あるいは第7期、8期、9期という計画の中ではやっぱり変化していくと思うのです。そういった意味の中で、受け皿的には、先ほど111ページにもありましたように、特養に入りたいという人が32%いるけれども、その下に、自宅で家族と介護サービスを、いわゆる居宅介護も必要ですけども、そういったものと併用してやっていきたいというニーズが出ている以上は、将来的にやっぱりそういう場所、いわゆる人材不足とか、いろいろ介護をする人がいるという状況の中では、大変なことかもしれないけれども、今のうちからそういう準備をしていかなければ、僕はだめだと思うので、あえて質問しているわけなので、現在はそうであるという決めでは、僕はまずいと思うのですけれども、その辺について、次長、お考えどうですか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 谷議員の懸念される部分ももつともだというふうに感じておりますが、実は、これ、私どもがどうこうできるということではありませんけれども、特養のほうでも中長期計画では50人を維持するというふうにはしておりますけれども、現実として、50人を維持していくこと、もうニーズもないということで、わからないですけども、昔の話でいけば、29人の地域密着型に変更していったという考え方もございます。それで、それだけではなく、附帯の何か事業を展開していかなければ

ば、もちろん事業としてはまかたしていかないと思いますけれども、そういう話も出ている中でございます。

ですので、ただ、今50人の規模の、例えば特養を改築して50人を維持しますよとやると、後年に非常に負担を残すことになるということで、現在のところでは、検討の中で整理をしていきたい。今考えられる在宅サービスの不足分を補っていくことでどういうふうになっていくのか、中間施設がどういうふうに必要なようになってくるのかということを検証した上で、もちろん谷議員の言うようなことは今計画中に協議をしていくということになって、次期計画、次々期計画になりますけれども、そういうところに盛り込んでいくものであろうというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 22ページ、今の話の流れの中に在宅ということで、支援ということしていくと思うのですけれども、本当に読み込めばそういうことなのかなと思っているのですが、今も実際やっていることだと思うのですけれども、やっぱり家族ですね、看る側のケアを今もやっていると思うのですが、老老介護ということは、80歳以上ということは、息子さんとかが看ても、もう60近い人が看ている現状、それと独居の人もいたりとか、あと、最近よく、多くはないのですけれども、夫婦で看っていて、例えば旦那さんがちょっと認知症にかかってきてとかということで、奥さんが本当に疲れたという、この中で家族のケアとか、そういう言葉というのは出てきてはいないのですけれども、当然、保健師さんたちは、僕の見限りは、本当に家族のケア、例えばデイサービス一つとっても、これは本人のためでなくても、家族の時間をつくるためだとか、いろいろそういうことで指導をしていると思うのですけれども、そういう方向であれば、この中に文言が出てこなくても、やはりそういう家族のケアというものが必要ではないのかなと思うのですが、今やっていないということではないので、そこは誤解されたくはないのですけれども、そこら辺の考え方が一つ重点的に必要になってくるのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 本田議員のおっしゃるとおり、こっちは書かれてはおりませんが、本当に根幹にあるのがその部分だと思っています。家族のケアということを議員もおっしゃいましたけれども、デイサービスの手配だとか、短期入所だとか、あとはやはり相談に乗る、どんな悩みがあるかというのを、寄り添っていくということが非常に大事だということで、うちのケアマネジャーを筆頭に、保健師も含めて、毎日やっているところであります。

これについてはおっしゃるとおりですので、計画に文言として載るということでありませんが、基本に流れているというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 非常に大変なことだと思います。日々、現状も変わっていったりとかするので、巡回して、家族を回るということは非常に大変なことなのですが、見る側にとっては、もう今月、来週だとか、一日時間がたつにつれて、いろいろ変わっていくと思うので、きめ細かい、本当に大変なことだと思うのですけれども、やっていっていただけると本当にありがたいことなのかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 可能な限り、職員はそういう動きをするようにということでやっております。職員は皆、粉骨砕身、本当に大変な思いをしながら働いてくれておりますので、そちらについては今後もさらに一層充実させていきたいと思っております。そういう家族、もしくは支える方のさらにその支える側に、心の支えになれるような職員ということの意識づけをさらに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第11号第7期陸別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

11時40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時38分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第12号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

◎日程第5 議案第13号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第12号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第5 議案第13号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2件を関連あるものとして一括議題とします。

質疑も一括することとし、討論、採決は議案ごとに行うことにしておりますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第12号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてですが、国家公務員の給与制度に準じて、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第13号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第12号及び議案第13号の2件を一括御提案申し上げます。内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、私のほうから、議案第12号及び議案第13号の2件について説明をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、当町において、平成20年4月1日より当分の間、適用しないとしております職員の期末手当及び勤勉手当の役職加算につきまして、町長の提案の理由にありまして、国家公務員の給与制度に準じて改正しまして、平成30年4月1日より適用しようとするものであります。

また、職員の給与に関する条例等の改正に伴いまして、特別職に支給する期末手当の積算方法についてもあわせて改正しようとするものであります。

まず、議案第12号の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正内容等について、議案説明書により説明をさせていただきたいと思います。議案説明書、資料ナンバー11の新旧対照表をごらんください。

本件につきましては、職員の給与に関する条例で制定した附則第8項、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年陸別町条例第11号）の附則第9項、同じく職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年陸別町条例第21号）の附則第5項のいずれにおきましても、期末手当及び勤勉手当の役職加算の特例についてを削除しまして、中段の平成20年陸別町条例第11号の一部改正におきましては、附則第9項の削除に伴い、第10項を第9項、第11項を第10項にするというものであります。

それでは、議案書6ページをごらんください。

議案第12号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の内容につきましては、

ただいま説明したとおりでありますので、省略をさせていただき、附則のみを読み上げさせていただきます。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行するであります。

なお、本件につきましては、陸別町職員組合との協議を経て、11月21日に合意を得て今回の提案に至っているところであります。

続きまして、議案第13号の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、議案説明書により説明をいたします。議案説明書、資料ナンバー12の新旧対照表をごらんください。

本件につきましては、特別職の職員の給与に関する条例、第6条におきまして、先ほど説明しました職員の期末手当及び勤勉手当の役職加算の適用に合わせまして、特別職の期末手当につきましては、給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として積算しようするものであります。

それでは、議案書7ページをごらんください。

議案第13号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この内容につきましては、ただいま説明しましたとおりでありますので、省略をさせていただき、附則のみ読み上げます。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行するであります。

以上で、議案第12号及び議案第13号の説明とさせていただき、以降、御質問によりお答えをまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第12号及び議案第13号の2件の質疑を一括して行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、議案第12号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行

います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第6 議案第14号地域包括ケアシステムの強化のための介護
保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例**

○議長(宮川 寛君) 日程第6 議案第14号地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第14号地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてですが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(丹野景広君) それでは、議案第14号地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

資料ナンバー13番、新旧対照表をつけておりますので、こちらをごらんください。改正後が左側、改正前が右側という表現になっております。

これにつきましては、介護保険法等の一部ということで改正があったのですが、陸別町の二つの関係する条例に引用している部分が1カ所、表現が変わったということによる、その引用の改正であります。

新旧対照表の下線部にあるとおり、介護保険法の第5条の2というのが、もともとは認

知症に関する定義ですけれども、1項建てだったのですが、3項建てに変わります。その関係から、引用する部分の表現を「第5条の2」というところから「第5条の2第1項」に変えようというものであります。

こちら関係する条文というのがここに書いてあるとおり、第1条関係では、陸別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年陸別町条例第10号）であります。それと第2条関係では、陸別町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年陸別町条例第11号）であります。

内容につきましては以上のおりでありますけれども、議案に戻ります。

議案第14号です。内容につきましては今説明したとおりであります。附則を定めてございます。附則を読み上げます。この条例は、平成30年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきまして、以後、質問によりお答えしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第14号地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第15号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第15号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第15号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例についてですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私から、議案第15号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正の概要を申し上げますと、ただいま町長が申し上げました提案理由と重複しますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）によって、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されました。その後、平成29年10月に、その法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）が公布されております。これらの法律等が平成30年4月1日から施行されるのに伴いまして、ことしの1月に厚生労働省から条例改正の参考例が示されましたことから、今回の条例改正の提案に至っております。

内容につきましては、法律等の改正において、住所地特例の規定に新たな規定が追加となったことに伴いまして、条例の一部を改正するというものでございます。

ここで、住所地特例というものをごく簡単に申しますと、本来、後期高齢者医療保険の被保険者は、当町の場合は北海道後期高齢者医療広域連合の域内、つまり北海道内に住所を有する方ということになります。この規定には特例がありまして、法律で規定されている病院、障がい者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設などへ入院または入所等をしたことで、その病院等の住所に変更した場合、それが道外であったとしても、住所地特例の規定によって北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となりますというのが住所地特例という規定であります。

今回の改正というのは、その住所地特例において、法律の改正前は、同一制度内の保険者間移動、例えば、国保から国保とか後期から後期の場合には適用されていましたが、75歳到達時などで国保から後期に加入する場合には適用されていませんでした。具体的に一つの例を申しますと、改正前ですと、国民健康保険加入中に住所地特例の対象施設に入所等をした者がそこで75歳に到達した場合、入所前の住所地市町村ではなく、施設の所在する市町村の属する広域連合が保険者となります。国民健康保険で住所地特例となっている場合に、後期高齢者医療保険に加入することになっても住所地特例を適用するという規定が加えられたのが今回の改正内容であります。

それでは、お手元の議案説明資料、ナンバー14をごらんください。新旧対照表で説明をいたします。表の右側が改正前、左側が改正後となります。

右側、改正前の現行の欄をごらんください。第3条第2号について説明をいたします。

ここでは、概要の説明で申しました住所地特例を規定しております。ここに記載のある高齢者の医療の確保に関する法律第55条で住所地特例を具体的に定めております。現行の条例では、住所地特例の規定を一くくりで第55条と規定しておりました。高齢者の医療の確保に関する法律の第55条では、第1項と第2項の第1号、第2号と規定されており、今回、国民健康保険の住所地特例となっている場合に、後期高齢者医療保険に加入することになっても引き続き住所地特例を適用するという規定が新たに第55条の2として追加されました。

左側の改正後の欄をごらんください。

この機会に、法律の規定に合わせて、条例の第3条第2号が法律でいうところの第55条第1項、そして第3号が法律の第2項第1号、第4号が第2項第2号とそれぞれに対応するように号建てといたしました。条例第3条第2号は、住所地特例の基本的な規定と対象施設を規定しております。第3号では、2カ所以上の病院等に継続して入院等をした場合に、順次、入院等をしている住所に変更した場合を規定しております。第4号では、2カ所以上の病院等に継続して入院等をした場合に、入院等をしている施設の住所以外の住所に変更した場合を規定しております。さらに、第5号として、法律第55条の2に対応する規定といたしました。今回の法律改正に伴う新たな改正部分というのは、この第3条第5号ということになります。そして、第2号から第4号の文中に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」という文言を加えることで、それぞれ規定するケースにおいて国民健康保険の住所地特例となっている場合に、後期高齢者医療保険に加入することになっても住所地特例を適用するという改正内容となっております。

ここで、議案集9ページをごらんください。附則を読み上げます。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第15号陸別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第16号医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議案第16号医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第16号医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてですが、町内における介護職員の人材を確保するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第16号医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

これは先ほど町長のほうから、提案の理由にありましてとおり、近年の介護職員の人材不足の解消を主眼に置いて、既存の条例でありますこの条例を改正したいということで提案しているものでございます。

中身につきましては、新旧対照表、15-1というところ、15-2というところがありますので、そちらをごらんいただきたいと思いますけれども、第1条では、題名ですね、「医療技術職員」養成修学資金のところを「医療介護技術職員」ということで充足を図ることを目的とするということで書かせていただいております。

それから、第2条ですけれども、対象者のところの第6号に「介護福祉士」をつけ加えさせていただきたいということであります。

めくっていただきまして、15-2ですけれども、最後のところの下線部ですけれども、こちらにつきましては、貸し付けをしました、貸し付けをしたけれども、帰ってきたら事業所等で採用がないという場合ですが、基本的には2年間、償還を免除すると、就労も免除しますということで、2年間の猶予規定を設けようというものでございます。2年間を経過しても、本人の意向はあるにもかかわらず採用に至らないという状況、つまり募

集がないということになりますと、貸し付けを受けた期間、何年間になるかわかりませんが、そのうちの1年間分の償還を免除したいということを記載しているものでございます。ですから、途中で採用に至った場合、2年間に採用に至った場合につきましては、その後、償還期間分を働いていただければ償還金は免除ですし、償還期間を満たさないうちにもし自己都合で退職した場合には、全額償還の対象となるということになります。そういうような内容のものでございます。

議案に戻っていただきますけれども、議案第16号の条例、中身につきましては、今説明したとおりでございますけれども、短いので読み上げます。

医療技術職員養成修学資金貸付条例（平成9年陸別町条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。医療介護技術職員養成修学資金貸付条例。

第1条中「医療技術職員」を「医療介護技術職員」に改める。

第2条に次の1号を加える。

第6号として介護福祉士。

第8条第2項に次の1号を加える。

第3号として、貸付決定者が町内の施設に勤務しようとするとき、前条第1項第4号の規定に該当する場合は、2年間勤務を猶予するものとする。ただし、2年間を経過しても採用に至らなかったときは、そのうち1年間を勤務したものと見なし、貸し付けを受けた修学資金の月額に12カ月を乗じた額を償還する額から免除するというものです。

ちょっと補足します。

前条第1項第4号につきましては、15-2に記載のとおり、貸付決定者の意思にかかわらず、町内の施設の職員数等の都合により、採用に至らなかったときというものでございます。

附則を定めております。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、雑駁な説明ではありますが、説明を終わらせていただきまして、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） 前回の一般質問からの流れの中で、こういう介護職員が足りていないというところで、ここに付け加えられて、なおかつ2年間採用に至らなかったらという、そういうつけ加えですね、救済ではないのですけれども、そこで1年分の資金というかを返して、3年だと2年分払ってくださいとかということになっていくと思うのですね。

そこで、今までもこの条例があって進んできたと思うのですけれども、いろいろなケースが考えられて、ここに薬剤師とか、もろもろ出てくるのですけれども、介護士は不足して求人というのはあるというところになっていくと思うのですね。それで、もし薬剤師に

なりたいという方がこれを借りて、結局、募集がない状況のときに借りたとしても、何年か後には募集がありますとかという、いろいろなケースが出てくると思うのですけれども、今までそういうケースの中に、返還してくださいとかという事例があったのか。簡単に言うと、求人がないところのこういうものに使われて、使いますといったときに勤め先がないという現状が起きるときにはどういうことをしてきたのかということで、前例があるのであれば伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今の質問に関連するといえますか、この新旧対照表にはついてございませんけれども、省略となっておりますが、第4条に貸し付けのところが出ておまして、第4条第2項で、町長が貸し付けの可否を判断するというものがまずございます。現状、ニーズがない職種に対して、希望があったから貸し付けるのかというと、そこはなかなか予算があつてということと、これは人材不足を補うための条例ですので、人材が充足しているところに対して貸し付けるということは想定はされないということになります。

過去のちょっと経過ですけれども、平成20年に貸し付けて、最後、終わっているのですが、平成9年、最初にこれできたときに、実は理学療法士を目指すということで貸し付けしている方がいらっしゃるのですが、残念ながら国家試験に合格せずに辞退ということで、違約金をいただきながらの償還ということになります。

それから、平成11年には保健師を目指すということで、保健師に合格したのですけれども、本人の自己都合でよそへ行くということで、これも違約金を含めて償還金も払っていただいているということになります。

平成11年申請で、12年から貸し付けされたものの中に、看護師が実は3名申し込みがありまして、1名選考で決まりまして、残りの2名につきましては、充足する見込みなので貸し付けをしないということで、貸し付け却下を2件しているというところがあります。結局、その貸し付けを決定した看護師さんも自己都合で辞退をされておりまして、違約金も含めて償還していただいていると。

それから、平成20年、一番最後ですけれども、准看護師なのですが、希望があつて、本人も何とか資格を取つてというところで帰ってきましたが、そのときに採用がなく、償還金のみの返還ということで、違約金はなしでという事例があるということで、あくまでもニーズを勘案して、もちろん町内の施設とも協議をして、今後の見通しも含めて、貸し付けについて可否を決定していくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ニーズとかの問題もありますし、そのときに募集がというのは、結構タイムラグが起きてしまうと思うのですね。そのときに4年間かかってありましたとかということもあると思うのですけれども、今もやられていると思うのですけれども、そ

のときに必ずこういう条件ですよという、契約ではないですけども、そういうのをきちっと結んで、もしかしたらこれはだめかもしれないというときもありますよね、きっと。こういうニーズがありませんというときも、それはきちっとやっていくことなのかというのが一つと、契約というか、その条件ですね、却下するということもあるということ、多分そこで条件の提示をしていろいろなことをやっていると思うのですけれども。そのときにお金は行って戻ってくるのですよね。そこで相手が、相手というか、いろいろ取りますよね。免許を取って、採用にならないということもありますよね。看護師さんを募集していて、看護師になりました、免許を取ってきましたといって採用にならないという、人間像ではないですけども、何でもかんでも約束されて、これをやったから、陸別で看護師の募集がありますといって看護師さんになっていくけれども、採用しないということもありますよね、きっと。誰でもかれでも受け入れるということではないと思うのですけれども、そういう場合もそういう対象になるというか、介護士もこうやってなっていくけれども、それで借りますよね、借りるというか、なって、面接したけれども、その人はなれないということもありますね。それも同じことというか、返還しなければいけないということになると思うのですけれども、採用試験に落ちたといったらあれなのですけれども、結局、試験を通過していくけれども、採用試験で落ちるということは、そこで2年間のというか、超えてしまうことになっていくと思うのですけれども、何回受けてもだめだということはだめだと思うのですけれども、それも返還の対象になるというか、何でも資格を取ればよいということではないということだと思ふのですけれども、そういう理解でよろしいのですか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） いろいろなケースを考えると、非常にいろいろな、もろもろのケースが考えられるのですが、まず一番最初に、先ほども言いましたけれども、申請があった段階で、将来の見通しを立ててやるということがあるので、看護師さんに対して、貸し付けした看護師さんのほかに3人も4人も看護師に貸し付けるとか、そういうことは多分しないということがまず一つ。貸し付けた後、面接の際にそれが重複するということはないと思っていますが、ただ、今言っているとおり、ほかのところから応募があったとか、そういうこともあって、採用面接をしたところ、この人よりこっちのほうが良いということになって、採用にならないということももちろんあるかと思うのですが、それにつきましては、難しい判断になりますが、基本的に本人はうちに帰ってくるつもりがあったと。ただ、落とされてしまったということになれば、資格も取っていれば、償還金は1年間分は免除するという形になるかと思います。今のところそういう解釈しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 簡単に言うと、ちょっとうまく言えなかったからあれなのですけ

れども、そういうものをして、結局足りないから、人材が来てほしい、来てほしいとやるのが強過ぎて、それを使ってあいています、あいていますとやると、その時点で約束されてしまったことになるような誤解を受けるようなことだけはないように、その入り口だけはこうですよといかなければいけないのかなということを書いたかったのですけれども、それは共通認識でよろしいでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 失礼いたしました。そのとおりの認識でいいと思います。前段でそういうことを徹底して話をしたいと思っています。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号医療技術職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第17号陸別町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第9 議案第17号陸別町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第17号陸別町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてですが、近年、少子化の傾向により、当町の人口が今後も減少し、地域社会の担い手が不足していくことが予測されている社会状況を踏まえ、今後の当町の発展に資する優秀な人材の育成に寄与するため、所要の改正をしようとするものであります。

内容につきましては、教育委員会次長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） それでは、私のほうから、議案第17号についてご説明を申し上げます。

まず、説明の前に、大変申しわけないのですが、議案の訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

議案の11ページ、最終下段でありますけれども、最後の行に、最後のところで「3年間」とありますけれども、3年間の後に以内をつけていただいて、「3年間以内」というふうに加筆をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、次の12ページでありますけれども、1行目でありますけれども、1行目、「4年間」とありますけれども、その後に以内をつけていただきまして、「4年間以内」ということで訂正をお願いしたいというふうに思っております。

加えまして、同様に、議案説明書の資料ナンバー16-2でありますけれども、新旧対照表を載せておりますけれども、新のところの左側中段、第9条の部分でありますけれども、第1号のアのところ、「3年間」とありますけれども、その後に以内をつけていただいて「3年間以内」。

その次の同じく、第1号のイの「4年間」の後に以内をつけていただきまして、「4年間以内」ということでちょっと加筆をお願いしたいというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

不備があり、大変申しわけありませんでした。

それでは改めまして、議案第17号陸別町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

陸別町奨学資金貸付条例（昭和51年陸別町条例第3号）の一部を次のように改正するありますが、今回、議案説明書に資料を載せております。資料ナンバー16-1から16-3に新旧対照表を載せておりますので、そちらで説明させていただきたいと思いません。

まず、資料ナンバー16-1でありますけれども、右が旧の条例で、左が改正後の条例になります。

まず、第1条でありますけれども、新のほうで、この条例は、修学意欲の高い者に対し、奨学資金を貸し付け、優秀な人材の育成に寄与することを目的とするというふうに改めていきたいというものであります。

また、第2条、貸付対象者でありますけれども、この中で、2条中、旧で「奨学生」とあるものを、今回「申請者」に改めたいというものであります。これは、貸し付けを受けようとする者は申請者ということで、この後、第5条にも出てくるのですが、逆に貸し付けの決定を受けた者は奨学生ということで、申請者と奨学生を区分けするというものであります。

また、旧条例におきまして、第1条の「経済的な理由によって」という文言を今回削除しております。

また、第2条におきましては、旧の第1号で、学資の支弁が困難であること。第3号で、学業優秀、性行善良、身体強健であることを削除しております。これは所得の要件にかかわらず、対象者を拡大して貸し付けをしていきたいというものであります。

よって、第2条につきましては、第2号を第1号として、第2号には、保護者は、陸別町に住民登録をし、居住している者であること。それから、第3号におきましては、今、議決をいただいております医療介護技術職員養成修学資金貸付条例の規定による貸し付けを受けていない者であることということで明記をしております。これは二重貸し付けはできないものとするということの規定であります。

次に、第3条であります。奨学資金でありますけれども、こちらにつきましては、第3条中、高等学校在学者につきましては、月額「1万5,000円」を「3万円」に、それから前号以外の在学者につきましては、月額「2万円」を「5万円」に改めるというものであります。これは、現状の経済状況を考慮して金額を今回増額いたしました。

また、第2項につきましては、奨学資金は無利子とするという規定を設けております。

次に、第4条、貸し付けの申請についてでありますけれども、こちらは保証人の規定を今回整理いたしまして、第4条につきましては、第1項、申請者は、連帯保証人2人を定め、教育委員会（以下「委員会」という。）が定める書類を添えて申請しなければならない。

第2項、連帯保証人は、独立の生計を営む成人者とするというふうに改めるというものであります。

次に、第3項でありますけれども、委員会は、第1項の規定による申請があったときは、その貸し付けの可否を決定し、速やかにその旨を申請者に通知するものとするというものであります。

次に、第5条であります。第5条では、まず「奨学資金の貸し付けの決定を受けた者（以下「奨学生」という。）の奨学資金の貸し付けをする期間」と改めました。これは先ほど第2条で触れましたけれども、申請者と奨学生を区別するというもので、改正をしているところであります。

続きまして、資料の16-2をごらんください。

貸し付けの停止の部分であります。第7条第3号、ただし書きの部分でありますけれども、奨学生の保護者が町民でなくなった場合は、当該年度中は貸し付けするものとするということで、これはちょっと規定を明確にしたというふうに改めているところであります。

それから、第8条、奨学資金の返還についてであります。こちらについては、今回、奨学資金が、金額が増額ということで、ふえましたので、このままでいくと10年以内という現在の返還ということになっておりますけれども、10年以内で金額がアップしたもので返還をしていくと、月々の返還額が大きくなるということで、今回、「10年」を「15年」に、5年間、返還期間を延ばしたいということでの改正になります。

第8条につきましては、奨学生は、最終の学校を卒業後（退学した場合は退学後）15年以内の期間にその金額を年賦または月賦（10円未満は切り捨てた額とする。）で返還しなければならない。この場合において、次条の返還の猶予の申請をした同条第1号に該当する者の返還期間は、当該年数を除いて15年以内の期間とするということでありませぬ。

第2項におきましては、前項の規定にかかわらず、奨学資金を繰り上げて返還することを妨げないであります。

先ほど申し上げましたけれども、増額されることに対して、月額の返還額が多額とならないように考慮してということでの返還期間を改めているところであります。

なお、この15年の返還期間には、次条で規定する、猶予期間は含めないということでもありますので、あくまでも返還期間が始まってから15年間は変わらないですよという内容となっております。

次、第9条であります。返還の猶予であります。こちらについては、第9条中、まず、「奨学金」を「奨学資金」に改めるということで、字句を改めております。

第1号につきましては、最終の学校を卒業したとき。ア、高等学校（同等の各種学校を含む。）卒業の奨学生は3年間以内。イ、前号以外の卒業の奨学生は4年間以内に改めました。

これはこの後も説明いたしますけれども、当町に戻ってきて定住した場合に貸し付けをした貸付金の返還が免除されるということで、その選択肢を広げるために、在学期間と同程度の猶予期間を設けているという内容であります。

続きまして、第10条であります。こちらは返還の免除でありますけれども、第10条中でもありますけれども、第3号を第4号として、第3号を、奨学生が最終学校卒業後（退学した場合は退学後）、奨学資金の貸付期間以上本町に定住したときは全額免除する。ただし、定住した期間が12カ月以上奨学資金の貸付期間未満の場合は、規則で免除する額を定めると規定しております。

この規定によりまして当町での定住が促進されることを目的としている内容であります。

第11条は委任でありますけれども、第11条、この条例の施行に関し、必要な事項は、次、16-3に移りますけれども、必要な事項は委員会が別に定めるというものであります。

それでは、議案11ページのほうにお戻りください。11ページのところで、第1条からの改正でありますけれども、今、新旧対照表の資料のほうでこの改正の内容については説明をさせていただきましたので、本文の改正部分については省略をさせていただきます。

それでは、附則を読み上げたいと思います。

附則。

施行期日。1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

準備行為。2、奨学資金の申請及び奨学生の決定に関し、必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

経過措置。3、この条例の施行の際、現に改正前の陸別町奨学資金貸付条例の規定により貸し付けを受けた奨学生のうち、平成30年度から償還を開始する奨学生は、この条例による改正後の陸別町奨学資金貸付条例による貸し付けを受けたものとみなすというものであります。

以上、条項の改正等について説明をいたしましたけれども、例えばでありますけれども、この3月に4年間貸し付けを受けた大学在学者が卒業する場合、4月から奨学資金を15年間以内での返還を開始するか、もしくは、4月より4年間以上当町に定住して、全額免除されるかの選択ができることとなります。この選択肢につきましては、先ほど猶予期間を設けておりますけれども、4年間までその選択を猶予することができますが、大学卒業後4年間を超えた場合については、返還の免除は受けられないという趣旨の内容となっております。

以上で、議案第17号の説明を終了させていただきます。以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） この奨学資金ですが、金額も大きくなって、子どもたち、親たちも使いやすい奨学金になったと思うのですが、ちょっと疑問点は何点かあるのでお伺いしたいと思います。

まず、第4条第3項ですね。貸し付けの可否についてですけれども、貸し付けできない場合も起こり得るのか、一つ目、お聞きいたします。

それと、最後に今説明があったのですが、猶予期間プラス15年以内に、高校生以上だと返さなければいけないということですが、その4年間の間に帰ってくるか、帰ってこなければいけないという選択をしなければいけないと今説明を受けましたけれども、そのことがこの条例からはなかなかちょっと酌み取るのが難しいと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

あと、もし4年間以内に完済していた場合、その場合は、この返還免除の対象になるのでしょうか。まず、それをお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） まず、最初の第4条第3項の貸し付けの可否について

は、これは所得要件も特にありませんので、これは高校に在学しているだとか、大学に在学しているだとか、その辺の書類をきちっと出していただいて、それで決定するということでもありますので、単なる申請だけで認めるというわけではなくて、その書類によりまして、例えば不備があるだとか、偽りというのではないかと思えますけれども、その辺の規定がきちっとされているかどうかというのを判断するためということで、Aさん、Bさんの基準によっていいとか悪いとかではなくて、あくまでも高校在学者であるのか、大学在学者であるのか、その辺のところの種別をきちっと整理したいということでの判断ということでの規定だというふうに考えております。

それから、猶予期間プラス15年間とありますけれども、返還されるものについては、この貸し付けは奨学資金なので、あくまでも貸し付けをして返還をしてもらうというのが基本的なものです。今回、15年間の返還というのは、あくまでも15年の期間の中で返還をしていただきたいということなので、例えば、大学生が4年間猶予してもらって、その期間を15年間の中に入れてしまうと残り11年間しかなくなってしまいますので、その猶予期間についてはあくまでも返還期間に入れなくて、純然たる返還が開始されてから15年間をきちっと確保するよという規定で考えております。

それから、4年間で返還していて、そのときに、ちょうどその期間内に陸別に戻ってきて定住するという場合を想定するのですけれども、既に返還された奨学資金につきましては、それは条件が整っても本人のほうには戻りません。議員がおっしゃる、ちょっと中身を詳しくということでもありますけれども、詳しい中身については、これから施行規則を定めて、その中でうたっていきたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申しましたけれども、ことし3月に卒業した時点で、4月の段階からすぐ返還をしていくのか、もしくは、陸別に戻ってきて定住するのかという、その選択肢については、それを御本人と話をさせていただいて、いずれかの申請行為ができます。返還を免除するためにも申請できます。例えば、陸別には戻ってくる予定がないということであれば、返したいということであれば、借用証書をつくって返還手続きをしますし、それから、まだ帰ってくるとかわからないし、ちょっと今すぐ返しても、もし戻ったときにそのお金が戻らないということであれば、4年間なり、4年間以内ですけれども、自分で猶予の申請をして、その間に陸別に戻ってくるか戻ってこないかの判断をすることがありますので、それは当然卒業した時点で、改めて返還もしくは免除規定の部分については御本人にきちっとお話をし、いずれかの選択肢をとってもらうという内容で考えております。ですから、私はもう帰ってこないということで返還しますと言って返してしまったものについては、後で例えば条件が仮に整ったとしても、そのお金については、本人にはさかのぼって戻らないというような規定となっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の説明だとすごく丁寧だから納得できたのですけれども、こ

れを読んだだけだと、やはり4年間の中で選択しなければいけないという、言葉が足りないのではないかなと思って、もしこれができたときは、その説明、使う人にはしっかりと説明していかないと混乱を招くことになると思いますので、子どもたちの将来もかかっていますので、人生設計もかかっていますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、次なのですけれども、定住という言葉が出てくるのですけれども、本町に定住したときに免除になるということも出てくるのですけれども、定住というのは、住んで籍を陸別町に置いておけばいいことなのか、それとも、どこかに就職するなり、今は働き方がいろいろあるので、パートだとか、家でネット販売するだとかいろいろあると思うのですけれども、その辺の規定というのはあるのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） この条例を制定して、あとは、教育委員会議の中でまた施行規則も定めていきまして、当然、町民の皆さんに周知をしていくところでありまして、その場合については、周知のチラシについては、この条文のような文言ではなくて、もっとわかりやすい内容で周知をして、誤解のないような形の中で周知をしていきたいというふうに思っております。

それから、定住という言葉でありますけれども、これにつきましては、ただ陸別に住民票を移していただいて住むというだけではなくて、あくまでも腰を据えてということでもありますので、陸別に住んで、陸別で働いてもらう。今想定しているのは、陸別に住んでいただければ、陸別町内か、もしくは近隣の市町でもよろしいですけれども、要するに雇用されて働くということが前提となっております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 雇用というのは、正社員、正規の職員として働くということ、パートとかはだめだということでしょうか。あと個人事業とかもどうなのでしょう。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 若干、言葉が足りなくて申しわけありませんでした。

就業につきましては、今、陸別では、就業を促進するために陸別町の地元雇用促進事業実施要綱というのがありますけれども、基本的に正規で雇用していただければ、事業主から雇用証明書をとることができるのですけれども、もし正規の雇用でない場合については、1週間の所定労働時間が大体30時間以上の者を雇用していると。その場合については、雇用保険等の加入も出てきますので、それらを証することになるかなというふうに思っております。

それから、陸別で企業、会社等に働く以外に、自分で仕事をする、起業する、自営業等もあるかと思ひますけれども、これについては、これを証する書類ということで考えてお

りますけれども、今想定しているのは、例えば起業する場合、税務署に提出する開業届でありますとか、直近の所得税での確定申告書ですとか決算書とか、例えば何らかの国等の諸官庁の補助制度を使って起業するという場合については、それらにかかわる申告書だとか、事業に係る収支等のそういう書類をもって陸別で仕事をしているというふうに判断をしていきたいと考えております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） この前、多分、予算の概要説明のときに説明したと思うのですが、基本的な考え方は、前の制度を踏襲しています。ただ、今回、新たに選択制度を設けまして、猶予期間というのを設けました。これは本人の、借りた方の申請によって、4年間、あるいは3年間、待ってくださいと。その間、例えば札幌へ行ってちょっと就職したり、あるいは、東京へ行って勉強したりして、社会勉強をしながら、例えば、給与が、ある程度蓄えがたまってから償還するということもあるでしょうし、あるいは、自分で選択して申請をして、陸別に戻ってきて仕事をするだとか、そういった部分での選択肢を御本人に広げてもらうと、そういう趣旨の制度に変えたのですね。基本的には、仕事というのは、あくまでも社会保険に加入してもらう、身分を保障されて働いてもらうと、そういう考え方です。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 奨学資金の貸し付けということで、ここ数年の奨学資金の利用度、この動きというのですか、この辺、どんななっているのか。そして、過去にそういう不払いが生じて、第4条の中にも書いてあります連帯保証人までいった、そういう事例はあったのかどうか、その辺、ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 奨学資金の貸し付けにつきましては、現在、償還中の者が6名おられます。それから、貸し付けをしている者につきましては4名がいます。その4名は、この3月で大学を卒業の予定となっております。それから、貸付資金の不払い、俗に言う滞納でありますけれども、現在は滞納はありません。今はありませんけれども、私が23年来たときに、そのときには1件ありました。それは古く、昭和57年に貸し付けていたものでありますけれども、最終的には平成27年に、残り、当時で2万7,000円程度でありましたけれども、27年度で最終的には支払いを終えたということで、不納欠損もなく、全額納入されているというような状況であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、さきの議員が質問している中で次長が答えた点で、この奨学資金貸付条例の施行規則をつくるというのは、私が見る限り、今はないのですね。それは

新しくつくるというふうに理解していいのですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 改めて4月1日からの施行期日とするというものであります。

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第17号陸別町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第18号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（宮川 寛君） 日程第10 議案第18号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第18号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、平成30年度からの国民健康保険の制度改正（都道府県単位化）にかかわる、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第3号）等が公布及び北海道国民健康保険運営方針で北海道内の統一した葬祭費の支給額が示されたこと等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 私から、議案第18号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正の概要を申し上げますと、まず一つが、国民健康保険運営協議会に関することですが、ここで、これまでの国民健康保険事業の制度改正に向けた経緯を若干説明いたします。

今から3年近く前になりますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保

険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）によって国民健康保険法の一部が改正されました。その後、昨年になりますが、平成29年1月に今回の提案理由にあります国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第3号）が公布されております。これらの法律等が平成30年4月1日から施行されるのに伴いまして、ことしの1月に厚生労働省から条例改正の参考例が示されましたことから、今回の条例改正の提案に至っております。

改正内容につきましては、これら法律等の大きな改正点であります国民健康保険事業の都道府県単位化において、北海道の役割が加えられ、北海道にも国民健康保険運営協議会が設置されることとなり、その北海道の国民健康保険運営協議会と市町村の国民健康保険運営協議会との役割を明確にするために、その名称の定義づけが必要となったことから改正するものであります。

もう一つは、同じく国民健康保険事業の都道府県単位化に伴いまして、北海道が示しました北海道国民健康保険運営方針で北海道内の統一した葬祭費の支給額が示されたことに伴いまして、その統一額への改正をするというものでございます。

それでは、お手元の議案説明資料17-1と17-2をごらんください。新旧対照表で説明いたします。表の右側が改正前、左側が改正後となります。

第2条について説明いたします。

改正前では、国民健康保険運営協議会の委員の定数を規定しておりますが、改正案では、これを全文改正しまして、国民健康保険運営協議会の名称を定義づけしております。陸別町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会は、陸別町を頭に加えて「陸別町国民健康保険運営協議会」と規定するものであります。

次に、第2条の次に、新たに第2条の2を加えて、見出しをつけて組織の規定とし、その委員の定数を定めております。委員構成につきましては現行と同じであります。

次に、第9条について説明をいたします。

ここでは葬祭費について定めております。冒頭で申しました経過を踏まえ、現行「1万円」を改正後は「3万円」に改めるというものでございます。

次に、第10条について説明いたします。

最初に説明しました改正後の第2条で、法律の名称を「法」と略することに規定しましたので、第10条では、その略した「法」に改めるというものでございます。

ここで、議案集の13ページをごらんください。附則を読み上げます。

附則。この条例は、平成30年4月1日から施行するであります。

なお、この条例案につきましては、2月22日に開催いたしました国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認するとの答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えしてまいります

ので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 18 号陸別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 19 号陸別町介護保険条例の一部を改正する 条例

○議長（宮川 寛君） 日程第 11 議案第 19 号陸別町介護保険条例の一部を改正する
条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 19 号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
についてですが、第 7 期陸別町介護保険事業計画の策定による保険料の見直し及び地域包
括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 5
2 号）による介護保険法等の改正並びに条文の整理に伴い、所要の改正を行おうとするもの
であります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議
のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第 19 号、陸別町介護保険条例
の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

これは先ほどの計画の説明で申し上げたとおり、主なのが平成 30 年から 32 年度にま
たがる介護保険料の規定についてになります。

新旧対照表を資料 18 につけてございますので、こちらをごらんいただきたいと思いま
す。

新旧対照表には、介護保険料について載せてございますが、ちょっと補足して説明させ

てもらいます。

第1号は3万4,200円とあります。月額に直しますと2,850円になります。第2号5万1,300円は4,275円、同じく第3号も4,275円。第4号につきましては5,380円、第5号が先ほど申し上げました5,700円の基準額となります。第6号は6,840円、第7号が7,410円、第8号は8,550円、第9号は9,690円となっております。

第2項では、低所得者の軽減の部分を書き添えておきまして、同条の規定にかかわらず、3万780円とするとなっております。ここは2,565円の月額となります。

続きまして、第3条ですが、第3条は、第3条の納期の下に、第2項と第3項をつけ加えさせていただきます。これにつきましては、2項につきましては、上記の納期に、途中、納期後に、3月ごろに変更になった場合、移動があった場合に、納期によりがたい納付があり得るということで、それに対応できるようにということの規定を載せてございます。

第3項につきましては、納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合、または、その分割金額自体が100円未満である場合は、最初の納期にその端数を持ってくるというような文言でございます。

そして、第12条です。第12条の変更は、これは国の法律の変更で、過料の規定なのでございますけれども、過料の規定で、介護保険法の中身が、市町村の質問検査権について、前までは第1号被保険者云々でしたけれども、第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他ということ、第2号のほうにも影響させると、範囲を拡大したということがありますので、第1号、第2号の別が要らなくなりましたので、「被保険者」という表現に改めるというものでございます。

それでは、議案集にお戻りください。

陸別町介護保険条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、ただいま説明いたしましたので、15ページ、附則を規定しておりますので、読み上げます。

附則、1、施行期日。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2、経過措置。改正後の陸別町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものであります。

説明は以上で終わりますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第19号陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

午後2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時11分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**◎日程第12 議案第20号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定
に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業
の人員及び運営に関する基準を定める条例**

○議長（宮川 寛君） 日程第12 議案第20号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定
に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第20号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関
し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
についてですが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の
整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の改正に伴い、所要の
条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと思いますので、御審議
のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第20号の説明をいたします。

資料があります。19-1、19-2というページでありますので、資料に基づいて説
明をさせていただきます。

こちらにつきましては、書いてあるとおりですけれども、地域における医療及び介護の
総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の一部
が改正され、平成30年4月から、指定居宅介護支援事業所の指定、指導監督権限が都道
府県から市町村へ移譲されることになったと。これに伴って、これまで都道府県の条例で

定められていた基準が市町村の条例で定めることになったため、新たに基準等を定める条例を制定するものであります。

この法改正の理由としましては、書いてあるとおりですけれども、読み上げます。

高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営めるようにするために、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントが必要となってくることから、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援などに市町村が積極的にかかわっていくよう、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲することが適当であるという意見をもとにされております。

二つ目、新条例の対象でございますが、新条例で基準を定める事業は、介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を対象としております。現在、書いてありますけれども、町が運営している居宅介護支援事業所のみというふうになってございます。

3番目、制定する条例の内容につきましては、次のページにありますけれども、厚生労働省令で定められている基準は、市町村条例で基準を定めるに当たって、基準に従って定めるものと基準を参酌するものの2種類に分類されていますということでありまして。

次のページに行ってもらいますけれども、こちら右側に類型ということで、参酌、従うとか書いてございますが、陸別町の今回提案している条例は全て従ってつくっておるものでございます。ですので、全文を逐一説明していると非常に長くなってしまいますので、要点をかいつまんで説明させていただきます。資料19-2を見ながら説明をさせていただきます。

第1条では、趣旨を載せてございますが、第2条は、これは指定居宅介護支援事業者の指定ということで、こちらはあくまでも法人ということで、これは従う基準ということで強い規定となっております。

第3条につきましては、指定居宅介護支援の事業の基本方針を載せてございます。

めぐりまして、第4条になりますが、人員に関する基準の部分になります。従業者の員数に触れております。読み上げます。指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（以下本則において単に「介護支援専門員」という。）であって常勤であるものを置かなければならない。

第2項として、前項に指定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とするということでございます。

第5条、管理者。指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

第2項、前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。これは、後段で経過措置が出てきますけれども。

第3項です。第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない

い。ただし、次に掲げる場合は、この限りではないということで、第1号、第2号に書いてあるとおりとなっております。続きまして第6条、運営に関する基準ですが、内容及び手続の説明及び同意ということでございます。

それから第7条、第7条はめくっていただきまして、19ページ中段にあります。こちら提供拒否の禁止ということで、指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならないということで、今言いました第4条、第5条、第6条、第7条につきましては、従う基準ということになってございます。

第8条、サービス提供困難時の対応についてうたっております。

第9条では、受給資格等の確認についてうたっております。

第10条、要介護認定の申請に係る援助ということで規定をしております。第11条では、身分を証する書類の携行。これは当たり前のことでありますが、携行するようということ規定をしております。

第12条では、利用料等の受領についての規定、それから第13条では、保険給付の請求のための証明書の交付について、第14条、大分進んでしまいましたが、20ページの下の方ですけれども、指定居宅介護支援の基本取扱方針ということで、今説明した8から14条につきましては、参酌基準となっております。

続きまして、第15条、ちょっと変則的でありますけれども、第15条のところでは具体的な取扱方針ですけれども、飛ばしまして、次のページの(7)、第7号ですけれども、居宅訪問によるアセスメントの件ということで、こちらが今、この資料に載っている部分、(7)でございます。介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない等と記載されてございます。

それから続きまして、資料の次に書いてありますサービス担当者会議の開催につきましては、一つ飛んで第9号になります。介護支援専門員は、サービス担当者会議を招集して利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める等々、書いてございます。

続きまして、その次の第10号です。これは、介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならないという規定。

それから第11号、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないという規定をしております。

22ページの下の方の15と16です。

第15号につきましては、居宅訪問のモニタリングについて書いておりますけれども、介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家

族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないということ。

それから、第16号では、介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとするというようなことが記載されてございます。

続きまして、飛びまして第20号になります。23ページの中段下です。介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働省大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該計画を市町村に届け出なければならないというものであります。

それから、24ページの下段、第29号。指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないという、この第29号までが従う基準であります。

今、説明を飛ばしてきましたが、第15条では、1号、2号、3号、4号、5号、6号、今説明したもののほかにもろもろの規定をしてございますけれども、こちらについては参酌基準ということでござらんいただければと思っております。

続きまして、第16条、25ページの上段からの16条です。これにつきましては、法定代理受領サービス等に係る報告について記載をさせてもらっています。

第17条につきましては、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について、それから、第18条では利用者に関する市町村への通知、第19条では管理者の責務、それから、第20条では運営規程を載せております。

第21条は勤務体制の確保についての規定で、第22条は設備及び備品等という規定になっております。

第23条で従業者の健康管理というものと、第24条では掲示について記載しておりますが、ここまで参酌基準となっております。

26ページの第25条です。25条、一番下ですが、こちらにつきましては秘密の保持ということで、これは当然のことですけれども、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないという規定がメインでありまして、こちら、従う基準となっております。

第26条は広告ということで、虚偽広告、誇大広告をするなということが書かれています。

第27条では、居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等、それから、第28条では苦情処理について。

第29条です。29条は、28ページの中段になりますが、事故発生時の対応ということで、指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないをメインに、第2項、第3項と規定をさせていただきます。こちら、従う基準ということになっております。

第30条につきましては会計の区分、第31条については記録の整備ということをご載せてございます。

最後のページになります。第6章で第32条があります。第32条につきましては読み上げます。

前3章の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるという読みかえ規定が載っております。

内容の説明につきましては、非常に雑駁でありましたが、以上としますが、最後のページ、附則を規定しております。読み上げます。

1、施行期日。この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条第20号（第32条において準用する場合を含む。）の規定は、同年10月1日から施行する。

経過措置を定めております。先ほど説明しましたが、2、平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができるというものであります。

以上で説明を終わりますが、以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第20号陸別町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(宮川 寛君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時28分